定額給付金・子育て応援特別手当 申請を忘れずに!

申請期限は、10月15日です!

現在、定額給付金と子育て応援特別手当の申請を受け付けています。申請が済んでいない方は、早めの申請をお願いします。申請は、簡単便利な郵送申請をご利用ください。

申請期限／
郵送　10月15日㈭（当日の消印分まで）
窓口　10月15日㈭（当日の受領分まで）

窓口申請受付場所・時間／役場5階会議室･午前9時～午後5時

※場所は変更になる場合があります。

○窓口申請の際、その場で給付金等を受領することはできません。後日、給付日等を記載した給付決定通知をお送りします。

○受給資格、提出書類については、本誌4月号をご覧ください。

○期限までに申請されなかった方については、申請を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

定額給付金や子育て応援特別手当の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

問い合わせ／定額給付金については総務課定額給付金担当（☎581・2121）、子育て応援特別手当については子育て支援課（☎581・2121内線251・253）へ。

国民健康保険に加入している皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく

申請に基づいて交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日が有効期限となっていました。**継続して交付をご希望の方は、以下の書類等を持参のうえ、8月中に町民課へ申請してください。**なお、9月以降に申請をされた場合は、認定日は申請月の1日からとなりますので、ご注意ください。

持参するもの／国民健康保険被保険者証、印鑑、限度額適用・標準負担額減額認定証（7月31日で有効期限がきれたもの）

限度額適用・標準負担額減額認定証を受けると…

①限度額適用認定証

国民健康保険では、医療費について、世帯の所得状況等に応じて同月内の自己負担限度額が設けられています。入院の際、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、自己負担限度額のみの支払いとなります。また、70歳以上の方は、低所得ⅡおよびⅠ（表参照）に該当の方のみ交付されます。なお、国民健康保険税に滞納がある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
上位所得者※	150,000円＋（医療費－500,000円）×1％
住民税非課税世帯	35,400円

※上位所得者とは、同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が、600万円を超える世帯の方です。また所得の申告がない場合、上位所得者とみなされます。

70歳以上の方の自己負担限度額（入院費と外来費の合計）

一般	44,400円
現役並み所得者※①	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
低所得Ⅱ※②	24,600円
低所得Ⅰ※③	15,000円

※①同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方（自己負担割合が3割の方）
※②同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方
※③同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の70歳以上の方の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

②標準負担額減額認定証
（町民税非課税世帯にのみ交付されます）

町民税非課税世帯等の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。詳細は本誌5月号をご覧ください。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。

法 令に基づく水道メーターの交換作業にご協力ください！

水道メーターは、『計量法』により製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。

今年は、8月から11月にかけて、町指定の水道工事店が町からのお知らせ文書を持参して、該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行います。皆さんのご協力をお願いします。

作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

・メーターボックスの上に物を置かないでください。
・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
・メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

なお、水道メーターは町の貸出品ですので、交換に伴う費用は無料です。

問い合わせ／上下水道課（☎581・2121内線264）へ。

対象地域	交換期間	備　考
西部地区（金尾・風布） 折原地区全域 鉢形地区（木持・上の町の一部）	8月下旬～9月中旬	給水区の53・58・59・61・67区が対象
町全域（製造日から8年目を迎えるメーターが対象）	10月上旬～11月下旬	平成13年に設置したメーター

年 に1回は胸部レントゲン撮影を！肺がん検診を受けましょう

肺がんにかかる方の数は年々増加傾向にあります。死亡者数では平成19年に65,576人となり、胃がんを抜いて最も多いがんとなっています。肺がんは、治療技術が進歩し、早期のうちに発見して治療すれば約8割が治るようになりました。

また、無症状のうちに検診を受診した人で、早期の肺がんが発見されたというケースも見受けられます。

ご自分の体調管理のためにも、年に1回は胸部レントゲン検査を受けましょう。

日程／特定健康診査と同日・同時間に実施します（詳細は、本誌4頁をご覧ください）。
場所／保健福祉総合センター（9月25日から10月4日）、役場1階ロビー（10月5日から13日）
対象／20歳以上の町民の方
申し込み／申し込みは不要です。希望の日時に直接お越しください。
検診項目／レントゲン撮影、必要のある方については、喀痰検査
その他／バス内での撮影となるため、男女一緒になることがあります。金具のついていないTシャツなどを着用していただければ、そのままレントゲン撮影ができます。健康手帳をお持ちの方はご持参ください。
問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

住 民基本台帳カード（住基カード）をご利用ください！

住民基本台帳カード（住基カード）は市区町村が住民登録のある方に発行するICカードのことです。「写真付き」と「写真なし」の2種類あり、ご希望のカードを選択できます。

有効期限／作成日から10年
交付手数料／500円

写真付きのカードには、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。

「写真付き住基カード」が手元にあれば…
・住民票の写しなどの交付請求のとき
・銀行の口座の新規開設のとき
・運転免許証の返納後の本人確認書類として
パスポートや運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。

「写真付き住基カード」を希望する場合、無帽、無背景で正面から撮影した写真（縦4.5cm×横3.5cm）をお持ちいただくか、当日窓口で撮影します。

写真付き住基カード（身分証明書にも使えます）

※申請および受け取りは本人の来庁が基本となります（代理人による申請および受け取りは一定の基準があります）。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線102～105）へ。

国 民健康保険税申告書の提出にご協力ください！

国民健康保険税の軽減のためには、世帯主と加入者（被保険者）全員について、所得の申告が必要です。

前年の世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、保険税の均等割・平等割が軽減（6割または4割）されます。世帯の所得により判定しますので、未申告で所得を確認できない方がいる世帯については、保険税が確定できないだけでなく、軽減の判定もできませんのでご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与や年金の支払報告書や源泉徴収票等で所得を確認できない方がいる世帯には、「国民健康保険税申告書」を8月中旬にお送りしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。